

議会運営委員会会議録

(開会中 平成30年 9月 4日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（開会中）

本日の会議 平成30年 9月 4日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
-----	---------	-------	-----------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議事課長	富 永 正 彦
課長補佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 追加議案について
- (2) その他

開 会 14時14分

閉 会 15時05分

○委員長（喜々津英世委員）

本会議それから全員協議会、大変お疲れ様でした。本日はお手元にありますように追加議案についてということで、全協の中で若干説明しましたけれども、発委第2号で長与町議会50周年記念事業特別委員会の設置についてと、この資料につきましては全員協議会の中でお配りをして、こういう例で出したいということで皆さんの御承認をいただきましたので、これについて正式に議会運営委員会として発委第2号、特別委員会の設置についてということをお承認をいただきたい。まずそれが1点でありますので、これについて皆さん方の御意見をいただきたいと思えます。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

先程のこの資料は決議の分で内容は今言われるように同じなんですけど、普通、議運の場合に発委の文を作って、例えば喜々津英世なら委員長喜々津英世というような発委第2号何々何々とそういうものを作って、これで提案をいたしますのでどうかということを出すべきじゃないんですか。これは単なる全協での資料なんですね。そういうふうに思いますけどもどうでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

先程の全協の段階で特別委員会の決議について承認をいただいて、それがこれから議案化をされるという形になって、議案配付をこの場でということなのか、通常議案は上程日に議員の机に置いてきてますので、そういう形で事務局は考えておりました。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

本式な議案をここに配布せろという意味じゃなくして、議会運営委員会、喜々津委員長の下でこうして出しますよと、こういう案文ですと、そういうことでいいでしょうかという出し方を今までしてきたじゃないですか。だから全く見解が違いますね。

○委員長（喜々津英世委員）

これについては資料を出すか出さんかの問題で、会議としては今、岩永委員が言われるようなことが筋かなというふうに思っております。議案書じゃなくて案としてこういうことを出したいというのは、そうかなと思えますので、これについては一応、委員長として私もそこまで目を通しておりませんでしたのでお詫びをいたしますが、敢えて今回は出さずにお許しをいただきたいと思えます。なお当日7日の日に出す議案には提案者議会運営委員長喜々津英世で出ささせていただきます。そういうことでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。そのようにさせていただきますと思えます。今の発委第2号

の議事日程ですけれども、7日に提案をし議決を経て委員長、副委員長まで決めて、ただし日程の変更はしないということでさせていただきたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは一般質問答弁書の事前配付に係る要請書ということで、これはこの前全員協議会でも皆さん方の御了解をいただきましたので、議会として吉田町長に要請する文書を内村議長名で出したいということで作りました。これちょっと読んでみますと、議員の一般質問に係る町長等の答弁書配付につきましては、現行は、議員の一般質問終了後の休憩時間中に当該議員のメールアドレスに配置されていますが、下記事由により事前配付を要請いたしますということで、要請の内容として議員が登壇しての質問終了後、当該議員への答弁書を質問席に配置すると。事前配布は平成30年第3回定例会から実施、これはもう明日からということになるわけでありまして。それと2番目が要請理由及び効果ということで、これも前に書いておりましたけれども、一旦読ませていただきたい。一般質問は町の行財政全般にわたって執行機関の所信及び政治姿勢をただし、また住民からも重大な関心と期待を持たれる議員活動の1つです。議員は再質問に当たっては町長等の答弁を聞き再質問の内容を判断することもあります。町長答弁の要旨をメモできない事態も想定されます。答弁書を見ながら答弁を聞くことでメモの負担から解放され、再質問の充実につながるものと考えます。（2）がメモ誤りによる再質問の回避は町民に分かりやすい議論の展開につながり、議論の活性化は町政の発展にもつながるものと、ここら辺がちょっと分かりにくいかなあと思ったんです。メモ誤りによる再質問の回避、要するにメモして誤った数字でもってまた再質問を繰り返すことによって、時間的に無駄な時間を過ごしてしまうとか、そういう意味のメモ誤りによる再質問の回避というのはそういう意味であります。（3）が答弁書の取り扱いということで、この（1）で事前配付される答弁書は一般質問終了後においても議員のブログ等での公開、第三者への配布等はいたしません。（2）が答弁書記載の内容と実際の答弁が相違することも想定されます。答弁内容等は後日正規の会議録を公開することから、相違したことに對しての抗議はできないこととします。以下余白ということで書いておりますけれども、ちょっと裏面を御覧いただきたいと思います。これについては私が作った文章ですので、これに對して議会事務局としてこういうふうにした方がいいんじゃないかなあというのを書いておいておりますので、事務局から説明をさせたいと思います。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

表の方の3の答弁書の取り扱いの（1）はそのままでいいかなと思ったんですが、（2）の記載につきまして答弁書記載の文言と実際の答弁が違ったときの対応ですけども、裏の方に行ってください、あくまでも配布される答弁書は確認用の非公式の文書だという前提がまず必要だろうと。非公式文書であり実際に発言した答弁が正式な答弁

であるということです。そこは最低の条件だと。答弁であることを認識し、再質問は実際の答弁に基づいて行いますということで書いてます。なお事前配布の答弁書における誤字脱字、読み間違い、答弁書に書いてることと言ったことが違うとき、そのことについての指摘は当然できないとしとかなないと、事前配布の意味がないということになりますので、こういう書き方が分かりやすくないかなということで御提案をさせていただきます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いろいろペーパーに書いてみるといろんな問題点が見えてきて、従来もいろんな条例とか作る时候にも事務局からの指摘で修正をした経過がございますけど、私もこれを読ませていただいてなるほどなという思いがしたわけ。皆さん方の御意見を聞いて、もしこれでよければこういった格好で、また修正をしたうえで提出をしたいと思いますが御意見を聞かしていただきたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

意見ではないんですけど、ちょっと言葉の使い方少し提案といいますかこういうふうにしたらどうかなというふうなものが、1つはその要請理由及び効果の1行目です。この政治姿勢をただしというところがありますよね。このただしは、質問の質の漢字にしたらどうかなと。単なるただしだと政治姿勢を間違ってるのを正そうという質問だというふうに思われる部分があるんで、政治姿勢を聞くんだというところに変えていただければ捉え方も、向こうの取り方としても良いかなというふうに思います。あと答弁書の扱いですね、3の。ここもずっと全協でも説明されてきたんですけども、ここの議員のブログ等というのは今は総称してSNSと言うけんですよ、SNS等というふうにした方が良いかなと、ブログもインターネットもツイッターも全部含めてSNSというふうに称して言うと思うんですよ。だからSNS等が、このブログ等よりはそういうふうにならば今一般に使われてる文書からするとSNS等というふうな形の方が良いかなというふうに思いました。内容的にはそういうところを少し気づいたところなんですけども、その先もちょっと聞いていいですか。今回、このあと申し入れをされるというふうに、どうなるかは行政側の判断だと思うんですが、これに対して回答がもらえるものなのかどうかですたいね。出しますよというふうになってくるとまたいろんな条件が付くものなのか、出さないとするとそれに対してなぜ出さないのかという部分が出てくるものなのか、そこら辺はどうなるのか。今、申し入れしてみないと分からないというのがあるのかもしれないけども、なぜこう思うのかというと、例えば行政側がそうやって答弁書を出すことで不利益になるとか、そういう感覚を持つとるなら、それはちょっと間違ってるよというのを指摘していただければなと思うんですよ。やはりここにあるように議論を活発にしていって、より良い方向に進めていきたいんだというところで、こちらもそういう情報が欲しいというところだというふうなのを理解して欲しい。単なる、何で

しょう、情報を与えてしまうから更に追及が強くなるじゃないかというふうな形で受け止められるとちょっと良くないかなというふうに思いますんで、どういう形になるのか分からないですけども、そういう回答がないような話し合いができたかなというふうに思ってますんで、できればよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

ありがとうございます。そこでちょっと確認ですが事務局の方。ブログ等というのをSNS等と、SNSとした場合でも「等」というのは要る、そこら辺はどうか。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

河野委員が言われるようにSNS等ということであれば、ブログ、ツイッター、いろいろフェイスブックもインスタグラムでも何でもソーシャルネットワークについてはこれでカバーできると思います。ただ「等」というのを入れとった方が、インターネットはSNSとまたちょっと違う部分なんですよ、ネット自体は。ですからそういうところも言えばSNS等と「等」はあった方が、幅は広いかなというふうに考えます。

○委員長（喜々津英世委員）

「等」を入れることによって、何でもかんでもというふうにとられかねないという部分もあったんですが、今の話を聞くとそう問題点もなかったのかな。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

要請理由及び効果の1のこの上から4行目のところ、町長答弁の要旨をメモできない事態も想定されますとあるんですけど、実際にメモできない事態、メモできない等の意見もありとしていただいた方が、想定よりも実際そうなのでここを変更お願ひできればと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

関連で岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

1の要請内容の、○議員が登壇しての、これは前の登壇でしたよね。登壇しての質問終了後、当該議員への答弁書を、あそこの前を再質問席になるという理解を私はおしてるんですが、であれば質問席にというのが、最初の質問席もあるし、僕はここは再質問席に配付と、配置じゃなくして配付という表現が良いのかな、分かりやすいんじゃないかなという感じはしますけどね。それが1つと、今、西岡さん言われたんですが、これ私が言い出したのはメモができないんですよ、実際。だから我々は一般質問を文書で出すわけですね。相手方はその内容を見て、十分審議の上で答弁書を書くわけです。それでそれをべらべらべら言われても分かんないと、書ききらんわけです。ところがそれで再質問は準備しとるもんですから、それで自分なりに言ったら、それは前に言うのとつたたいということになりかねないもんだからですね。現実には町長答弁の要旨をメモでき

ない状況でありますという。現実ですから、そういう表現が私は良いのかな、相手もああそうかと理解しやすいかもしれませんね。そういうふうに思うんです。事務局は再質問席がどうなのかという解釈の問題ですけども、私の意見はそういうことです。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

質問席と言いますか、その席ですけども、議場の呼称としては議長の前の立ってしゃべる所は演壇と言ってます。再質問で座るところを質問席と、立札も質問席になっておりますので、この文章でもおかしくはないと思われま。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡委員、岩永委員からも同趣旨の提案がありました2の（1）の町長答弁の要旨をメモできない事態も想定されますとしてますが、メモできない状況であります。これに変更したいと思います。いいですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じ内容のところですが、町長の答弁の要旨をメモできない状況でありますって、メモはできるんですよ。メモはできるんですけど、要するに正確に要旨を聞き取ることができないので、だからメモはできる、書くこと実はできるので、町長答弁の要旨を正確に記述することができませんとか記述することができませんと言った方がもっとちゃんとした言葉としてなってるんじゃないかなと。実際正しく書くこともあるし、間違っ

○委員長（喜々津英世委員）

ここでは我々は速記録の専門ではありませんので、要するに答弁を聞きながら要旨を、何を答弁あったかという要旨をやっぱり記録する、その要旨も書きよつたらもう次の話がど

んどんどん答弁をされたので、その次の答弁のメモができんとか、そういった意味で答弁の要旨をメモできない状況にありますという意味ですから、それは理解をしてください。

確認をいたします。2の要請理由及び効果の（1）のところ、政治姿勢を「ただし」平仮名書きが、質問の「質」に、送り仮名の「し」ですね。これに訂正をしたいと思います。それと今申しあげました、町長答弁の要旨をメモできない状況にあります。この（1）は、この2つを修正をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それともう1つの1番上の1の要請内容の質問席に配置としておるのが「配布」が正しいという意見だったろうと思います。私はもうそこに置くという意味で配置するということを書いたんですが、これは質問席に「配付」というふうに修正をお願いします。それから、3の答弁書の取り扱いの（1）のこれは河野委員の御

指摘でしたが、議員のSNS等での公開、第三者への配布はいたしません。配付のふ、は布かこれか。この場合は布かな。(1)は、ブログをSNSに修正をお願いします。同時に2行目の配付等はの「付」が「布」の方に訂正する。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

今、答弁書の扱い(1)の第三者への配付の所については、広く配りまくることを布で表して、その人に渡すことは付けるの方の配付になりますので、そこだけで大丈夫だと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今言ったようにブログをSNS、それから2行目の配付等はいたしませんの「付」を「布」に訂正するという事で御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

次に(2)は裏面に書いてある文言に全面改めたいと私自身は思っておりますけれども、もう一度、皆さん方に確認をしたいと思います。いいですか。

（「異議なし」の声あり）

それで(2)については、裏面の「答弁書は確認用の非公式文書であり、実際に発言した答弁が正式な答弁であること認識し、再質問は実際の答弁に基づいて行います。誤字脱字、読み間違い、答弁書との相違について指摘することはしません。」これは議会側、議員が守るべきことという意味で、このように全面修正をして提出をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

議長。

○議長（内村博法議員）

ちょっと文書の書き方なんですけども、我々民間では下記事由により、この下の方に記を入れるんですよね。下の方に、以上、を入れるわけ、最後ね。だから、記と以上を我々民間の場合はしつこく言われまして、そういう書き方してるんですけど、公務員の場合はどうかと思うんですけども、どちらでも構いません。公務員でやりたい方で。

○委員長（喜々津英世委員）

今、修正の提案をしていただきました内容を全て整えて、この前申し上げましたように正副議長、正副議会運営委員会の委員長で町長、今日アポとかそういったものはしておりませんでしたのでどうか分かりませんが、とりあえず今日お渡しをして結論をもらえればいいかなと。ただ、先程河野委員からもいろいろ御指摘ありましたように他意はないわけです。議会としては、より活発な議論ができるように、やっぱりよその例を見てもメモから解放されてそれに集中できるという意味では、私は画期的な議会運営に資することでできるというふうに思っておりますので、仮に明日のことやかねと言

われて、出来んということであれば、いやそう言っても今までは1時間後には答弁が終わったあとにはくれよったんですよと。それを早目にくださいと言うだけですから作業としては従来と全く1時間後か1時間前かだけの問題であって、そう特段問題ないと思いますので、協力をということで議長の方からも要請をしていただきたいと思っております。場内の時計で50分まで休憩します。

(休憩 14時42分～14時50分)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。ただいま皆さんのお手元に要請書の内容が、訂正したものを持ってきております。もう一度確認をしたいと思っております。ではその事前配付という部分についての漢字はにんべんの「付」ですね。議員が第三者に配ったりするという広く配るということ「布」という整理を、例えば表題の部分とか、鏡の部分、あるいは要請内容、ここら辺が全部にんべんの「付」をつけております。それから、要旨をメモできない状況にありますというのが修正がなされました。それから3の答弁書の取り扱いの中に議員のSNS等での公開、第三者への配布「布」等はしません。

(2)が先程裏面にあった部分をこのまま(2)にしております。よろしいですか。

岩永委員。

○委員（岩永政則議員）

先程私も気付かなかったんですが、文書の2行目、当該議員のメールボックスに配置としてますね。これは配置でいいんですか。さっきは要請内容の1番最後、配置を配付にしましたよね。配置じゃないでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

これつくるときに、要するにそこで手渡しをされないので、そこに止め置かれておるので配置という考え方でやったんですが、いいのかな。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

今、委員長が言われたとおり配付を受ける議員は議場においてながらメールボックスの中に置かれとるという状態なので、配置という表現でもおかしくはないというふうに考えます。

○委員長（喜々津英世委員）

最終的にこれで要請をしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。今後、議長等ともお願いをして要請をしたいと思っております。ただ、言っときますが、できれば明日の一般質問からという思いでおりますけれども、明日の今日のと言いながらと言われた場合に、いやそれはどうしても明日からじゃないと言えない部分もありますので、もしできない場合は次の第4回の定例会からでもするという原質はやっぱり行ってただで帰るわけにはいきませんので、そういうことでしたいと。

これについては、ひとつ御一任をいただきたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。暫時休憩して配付をいたします。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を解いて委員会を再開します。本日は、お疲れのところ活発な議論をしていただきまして、答弁書の事前配付問題については最終的にまとまりましたので、今から正副議長と一緒に要請に参りたいと思います。それから、あと次回の議会運営委員会はちょっと定例会の様子を見ながらまた判断をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日はこれで閉会いたします。お疲れ様でした。

(閉会 15時05分)